

別表1（第2～3条、第8条関係）※多機能なものは対象外とする。

区分	種 日	対 象 者			性 能	耐用 年数	基準額	備考
		障害・疾患	級（度）	年齢・状態等				
介護 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として学齢 児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器 具を附帯し、原則として使 用者の頭部及び脚部の傾斜 角度を個別に調整できる機 能を有するもの	8年	162,800	
		難病等	—	原則として学齢 児以上の寝たき りの状態にある 者				要意見書
	訓練用ベッド	難病等	—	下肢又は体幹機 能に障害のある 者	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの	8年	162,800	要意見書
	特殊マット	下肢障害 体幹機能障害	1級 （児童は 1・2級）	原則として3歳 以上の者で、常 時介護を要する 者	じょくそう防止のためマッ ト（寝具）に体圧分散機能 を付したもの	5年	100,000	
		難病等	—	原則として3歳 以上の寝たきり の状態にある者	じょくそう防止又は失禁等 による汚染若しくは損耗を 防止できる機能を有するも の			要意見書
		下肢障害 体幹機能障害 知的障害	1級（児 童は1・2 級） 知的障害 は「愛の 手帳」1・ 2度	原則として3歳 以上の者	失禁による汚染若しくは損 耗を防止するためマット （寝具）にビニール等を加 工したもの		19,600	
		難病等	—	原則として3歳 以上の寝たきり の状態にある者				要意見書
	特殊尿器	下肢障害 体幹機能障害	1級	原則として学齢 児以上の者で、 常時介護を要す る者	尿が自動的に吸引されるも ので障害者（児）又は介護 者が容易に使用し得るもの	5年	154,500	
		難病等	—	原則として学齢 児以上の自力で 排尿できない者				要意見書
	入浴担架	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として3歳 以上の者で、入 浴にあたって、 家族等他人の介 助を要する者	障害者（児）を担架に乗せ たままリフト装置により入 浴させるもの	5年	洋式	
							82,400	
							和式	
							133,900	
	体位変換器	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として学齢 児以上の者で、 下着交換に当た って、家族等他 人の介護を必要 とする者	介護者が、障害者（児）の 体位を変換させるのに容易 に使用し得るもの	5年	15,000	
難病等		—	原則として学齢 児以上の寝たき りの状態にある 者	要意見書				

区分	種 日	対 象 者			性 能	耐用 年数	基準額	備考
		障害・疾患	級（度）	年齢・状態等				

介護訓練支援用具	移動用リフト	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として3歳以上の者	障害者（児）を移動させるにあたって、介護者が容易かつ安全に使用し得るもの（ただし、大井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	4年	257,500	
		難病等		原則として3歳以上の下肢又は体幹機能に障害のある者				要配慮書
	訓練いす	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として3歳以上18歳未満の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100	

区分	種 日	対 象 者			性 能	耐用年数	基準額	備考
		障害・疾患	級（度）	年齢・状態等				
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢障害 体幹機能障害	—	原則として3歳以上の者で、入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	8年	90,000	積上げ・複数付可
		難病等	—	原則として3歳以上の入浴に介助を要する者				要意見書 積上げ・複数付可
	便器 （排泄支援用具）	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	手すりのついた腰かけ式の便器等。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000	
		難病等	—	原則として学齢児以上の常時介護を有する者				要意見書
	頭部保護帽	身体障害 知的障害 精神障害	知的障害は「愛の手帳」1・2度	頻繁に転倒し、頭部を強く打つ恐れのある者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	スポンジまたは革 15,200 革またはプラスチック 36,750	
	T字杖・棒状の杖	平衡機能障害 下肢障害 体幹機能障害 内部障害	—	杖の使用により歩行機能を補うことが可能となる者	十分な強度と機能を有するもの	3年	5,000	
		難病等	—	杖の使用により歩行機能を補うことが可能となる者	十分な強度と機能を有するもの			要意見書
	移動・移乗支援用具	下肢障害 体幹機能障害 平衡機能障害	—	原則として3歳以上の者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安全性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	60,000	積上げ・複数付可
		難病等	—	原則として3歳以上の下肢が不自由な者				要意見書 積上げ・複数付可
	温水温風便器	上肢障害 知的障害	1・2級 知的障害は「愛の手帳」1・2度	原則として学齢児以上の者	温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	151,200	
		難病等	—	原則として学齢児以上の上肢機能に障害のある者	温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）			要意見書
	火災警報器	身体障害 知的障害	1・2級 知的障害は「愛の手帳」1・2度	火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	31,000	聴覚障害者については、屋外警報ブザーは要しない

区分	種 目	対 象 者			性 能	耐用年数	基準額	備考
		障害・疾患	級（度）	年齢・状態等				
自立生活支援用具	自動消火装置	身体障害 知的障害	1・2級 知的障害は「愛の手帳」1・2度	火災発生の感知又は避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700	原則として、災害発生時に作動し、火災警報を発生させるもの
		難病等	—	火災発生の感知又は避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯				原則として、災害発生時に作動し、火災警報を発生させるもの
	電磁調理器	視覚障害 上肢機能障害 下肢機能障害 体幹機能障害 知的障害	1・2級 （下肢・体幹機能障害は1級のみのみ） 知的障害は「愛の手帳」1・2度	18歳以上の者（知的障害を除き、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚・知的	
							41,000	
							肢体不自由	
							45,400	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	12,000	
	屋内信号装置	聴覚障害	1・2級	18歳以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400	
	浴槽（湯沸器含む）	下肢障害 体幹機能障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	浴槽は実用水量 150 リットル以上のもの 湯沸器は水温 25℃ 上昇させたとき毎分 10 リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	8年	浴槽のみ 58,300 浴槽・湯沸器 141,200	
	音響案内装置	視覚障害	1級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	44,000	

区分	種 日	対 象 者			性 能	耐用 年数	基準額	備考
		障害・疾患	級（度）	年齢・状態等				
在宅療養等 支 援 用 具	透析液加温器	じん臓機能障害	—	原則として3歳以上の者で、人工透析を必要とする者（自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る）	自己連続携帯式腹膜灌流法による人工透析に使用する加温器で一定温度に保つもの	5年	72,100	要意見書
	ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害	3級以上	呼吸器機能障害3級以上（左記対象）の他、呼吸器機能障害等を要因に医師が意見書で日常生活上必要と認める者。	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000	たん吸引器と一体の機器は、基準額合算可。
		難病等	—	呼吸器機能に障害のある者	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000	要意見書、たん吸引器と一体の機器は、基準額合算可。
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害	3級以上	呼吸機能障害3級以上（左記対象）の他、呼吸器機能障害等を要因に医師が意見書で日常生活上必要と認める者。	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400	吸入器と一体の機器は、基準額合算可。
		難病等	—	呼吸器機能に障害のある者	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400	要意見書吸入器と一体の機器は、基準額合算可。
	動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障害	—	人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を受けている者	障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	167,500	要意見書
		難病等	—					
	音声式体温計	視覚障害	1・2級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	9,000	
	音声式体重計	視覚障害	1・2級	18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000	
	音声血圧計	視覚障害	1・2級	18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	10,000	
	空気清浄器	呼吸器機能障害	3級以上	18歳以上の者	障害者が容易に使用し得るもの	6年	33,800	

区分	種 日	対 象 者			性 能	耐用 年数	基準額	備考
		障害・疾患	級 (度)	年齢・状態等				
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害 肢体不自由	—	原則として学齢児以上の者で、音声言語の著しい障害を有する者	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	285,000	
	情報・通信支援用具	上肢機能障害 視覚障害	—	—	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器またはアプリケーションソフト	5 年	100,000	複数 給付可
	点字ディスプレイ	視覚障害	1・2 級	学齢児以上の者で、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6 年	383,500	
	点字器	視覚障害	—	—	標準型（点筆を含む）	7 年	10,712	
					携帯用（点筆を含む）	5 年		
	点字タイプライター	視覚障害	1・2 級	就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	63,100	
	ポータブルレコーダー	視覚障害	1・2 級	原則として学齢児以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式により録音または録音・記録された図書が再生可能であり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るものまたは、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、音声を録音・再生することができるものであり、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6 年	録音再生機	
							85,000	
							再生専用機	
							48,000	
	視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害	1・2 級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6 年	99,800	
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害	—	原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写し出せるもの	8 年	198,000	
	視覚障害者用時計	視覚障害	1・2 級	原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	13,300	
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害 音声・言語機能障害	—	原則として学齢児以上の者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	電話回線に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5 年	ファクシミリ	
							30,000	
							テレビ電話	
							71,000	
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	—	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有するもの	6 年	88,900	

フラッシュベル	聴覚障害 音声・言語機能障害	3級以上	原則として 学齢児以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	12,400	
会議用拡聴器	聴覚障害	4級以上	原則として 学齢児以上の者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	38,200	
携帯用信号装置	聴覚障害 音声・言語機能障害	3級以上	原則として 学齢児以上の者	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	20,200	
人工喉頭	音声・言語機能障害	—	喉頭摘出の者	笛式	4年	72,203	
				電動式	5年		

区分	種 目	対 象 者			性 能	耐用年数	基準額	備考
		障害・疾患	級（度）	年齢・状態等				
排泄管理支援用具	ストマ装具 （紙おむつ含む）	—	—	ストマ造設 高度の排便・ 排尿機能障害 （脳性まひ、 二分脊椎）た だし、紙おむ つについては、原則3歳 以上とする	皮膚保護剤や袋を身体 に密着させるもの等を含 む。	—	ストマ装具（消化器系）	
							8,858	
							ストマ装具（泌尿器系）	
							11,639	
	紙 お む つ						12,000	
	収尿器	—	—	高度の排尿機能障害		1年	8,755	